新潟市立図書館物品貸出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市立図書館(以下「図書館」という。)で所有する物品の内、紙芝居の舞台、パネルシアター及び影絵スクリーン等(以下「物品」という。)を市民に貸出することについて、必要事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 物品の貸出を利用できる者は、図書館に登録している団体とする。

(借受の申出)

第3条 物品の貸出を受けようとする者は、物品借受申込書(別記様式第1号)を、その物品を所有する図書館長(以下「館長」という。)に提出しなければならない。

(物品の貸出)

第4条 館長は、前条に規定する申出でが適当であると認める場合は、貸出を行う。

(貸出の期間)

第5条 物品の貸出期間は2週間以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

(料金)

第6条 貸出料金は無料とする。

(貸出の停止)

第7条 貸し出した物品を期間内に返納しなかった場合は、相当の期間貸出を停止することがある。

(損害賠償)

第8条 貸し出した物品を汚損、破損などで市に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については中央図書館長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

物品借受申込書

平成 年 月 日

新潟市立図書館長

住 所 団体名 代表者名 電話番号 ()

下記のとおり、物品の借受を申し込みます。

1	借用物品	品名									
2	使用目的										
3	借用期間	借用期間									
	平成	年	月	日 ()~平成	年	月	日 ()		
4	その他										